

各省令案、告示案に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について

（令和3年7月16日から令和3年8月15日まで実施）

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」（令和4年4月1日施行）について

○意見数 5件

○主な意見

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について）

- ・「厚生労働省令で定める事項」について、「申出先」を「申出先及び申出方法」にすべきと考える。
- ・「厚生労働省令で定める措置」について、行政への申請等であればファクシミリや電子メール等の利用については多少難色を示さなくはないが、市井における労働関係での事業者の申出であれば特段に反対は無い。
- ・育児休業に関する制度を周知するためのリーフレット等の雛型をお示しいただきたい。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」（令和4年10月1日施行）について

○意見数 0件

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案」（令和4年4月1日施行）について

○意見数 1件

○主な意見

概ね良いのではないかと思われた。一点述べるのであれば、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について、「事業主から労働者に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものであること」に「適切に」を補い、「事業主から労働者に対して、適切に意向確認のための働きかけを行えばよいものであること」とした方が良いように思われた。（不利益を与える目的等の理由（あるいは何らかの事故の場合もあったりするかもしれないが。）で不適切な意向確認が実施されると問題であるので。）

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案」（令和4年10月1日施行）について

○意見数 1件

○主な意見

・ 特段反対意見無い。